

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月2日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	ミサワホーム株式会社
【英訳名】	MISAWA HOMES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 竹中 宣雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期連結 累計期間	第11期 第1四半期連結 累計期間	第10期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	64,451	73,489	394,696
経常利益又は経常損失() (百万円)	4,683	3,518	12,029
四半期純損失()又は当期 純利益 (百万円)	5,289	3,361	9,920
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,490	3,533	10,890
純資産額 (百万円)	26,528	30,805	35,552
総資産額 (百万円)	200,534	223,533	212,725
1株当たり四半期純損失金額 ()又は1株当たり当期純 利益金額 (円)	149.19	93.85	254.55
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	183.93
自己資本比率 (%)	12.3	12.8	15.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第10期第1四半期連結累計期間及び第11期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、国内需要が堅調に推移し海外経済も改善傾向にあることから、緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、海外経済を巡る不確実性は依然として大きく我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

住宅業界におきましては、消費マインドが改善し個人消費が底堅く推移したことや、金利先高観による影響などから堅調に推移いたしました。

このような環境下で、主力の戸建事業におきましては、木質系戸建住宅ブランドのGENIUS（ジニアス）シリーズにおいて、デザインクオリティの高い4つのスタイルをラインナップした創立45周年記念商品「GENIUS Zi（ジニアス ジー）」を4月に発売いたしました。

また、インターネット住宅販売サイト「MISAWA WEB DIRECT（ミサワ・ウェブダイレクト）」で販売している「JUST PLUS 30（ジャストプラス サーティ）」に、大収納空間「蔵」を設けた新プラン「JUST PLUS 30 KURA（ジャストプラス サーティ クラ）」を追加し、4月に発売いたしました。

スマートハウス、スマートタウンの推進につきましては、新潟県新潟市内のスマートタウン「リンクタウン西野中野山」の寒冷多雪地域向けの量産型スマートハウス実証住宅10棟が5月に完成いたしました。太陽光発電システムや燃料電池、HEMSなどの設備を搭載したほか、建物外部の表面積を小さくすることで熱損失を抑える「エコフォルム」を採用するなど、エネルギー利用の効率化と省エネ化を図りました。当社グループは今後も地域特性に対応したスマートハウスのあり方を検証し、他のエリアにおいても、地域全体のエネルギー利用の最適化を目指すスマートタウンの開発に取り組んでまいります。

6月には当社が独自に開発したFWS（フューチャー・ウッド・システム）構法を初めて採用した「ミサワホーム静岡事務所ビル」が完成いたしました。FWS構法は、低炭素社会の実現のために当社グループの株式会社ミサワホーム総合研究所が中心となり研究開発に取り組んでいる新しい構法です。なお、「ミサワホーム静岡事務所ビル」はその構法が評価され、国土交通省の平成23年度「木のまち整備促進事業」に採択されています。今後もFWS構法の開発・検証を進め、大規模建築物や4、5階建の中層住宅の木質化に積極的に取り組み、民間の建物にとどまらず、学校や医療・介護施設などの公共工事での採用も提案してまいります。

また、国立大学法人東京大学との間に「学習とコミュニケーションを指向した環境デザイン」をテーマとした共同研究契約を締結し、その一環として「人が集う場所」の未来について考える公開研究会「ミライバ」をスタートいたしました。ミサワホームグループは、この共同研究を通して未来の住まいやコミュニティのあり方について積極的に提言することで、「住まい」や「学び」の視点から社会貢献に取り組んでまいります。

介護・福祉事業におきましては、千葉県の柏エリアを中心に展開している地域密着型の介護ネットワーク強化策の一環として、在宅介護サービスの新拠点「マザアスクエセンター南柏」を4月に開設いたしました。在宅介護をサポートする「デイサービス（通い）」「ショートステイ（泊まり）」「訪問介護」の3つのサービスを集約し提供する複合施設を開設することで、住み慣れた自宅で可能な限り暮らし続けたいというニーズに対応いたします。

ライフサポート事業におきましては、当社グループが施工した認可保育施設「コピープリスクールこだいら」が4月に東京都小平市に開園いたしました。当施設は東京都小平市のなかでも待機児童数の多いエリアに開園することにより待機児童の解消に貢献するほか、当社グループ分譲地である「リンケージコート小平」内の保育施設としたことで、当分譲地の価値向上を図りました。

以上の施策を講じた結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高は前年同四半期比90億37百万円増加（14%増）の734億89百万円となりました。利益面につきましては、営業損失36億28百万円（前年同四半期は営業損失45億80百万円）、経常損失は35億18百万円（前年同四半期は経常損失46億83百万円）、四半期純損失33億61百万円（前年同四半期は四半期純損失52億89百万円）となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産につきましては、剰余金の配当及び法人税等の支払いがあったものの、分譲土地建物及び未成工事支出金の増加等により、前連結会計年度末に比べ108億8百万円増加し、2,235億33百万円となりました。負債につきましては、仕入債務の減少があったものの、季節変動特性に伴う未成工事受入金の増加及び借入金の実行等により、前連結会計年度末に比べ155億55百万円増加し、1,927億28百万円となりました。また、純資産につきましては、剰余金の配当及び四半期純損失を計上したこと等により、前連結会計年度末に比べ47億46百万円減少し、308億5百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、7億19百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,999,855
D種優先株式	145
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月2日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,738,914	38,738,914	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	(注)1
D種優先株式 (注)2	75	75	-	(注)3~12
計	38,738,989	38,738,989	-	-

(注)1. 完全議決権株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

なお、詳細については、(注)1 1「普通株式を対価とする取得請求」に記載しております。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎年3月27日及び9月27日における時価に相当する金額に修正します。

(3) 取得価額の下限は、384.6円(当初転換価額の60%相当額)であります。

(4) 当社の決定により、D種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項：有り

4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

金銭を対価とする取得請求権の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社とD種優先株式の株主である株式会社日本政策投資銀行(以下「所有者」という。)との間において平成23年12月13日付で「投資契約書」に係る契約(以下「投資契約」という。)を締結し、所有者は、下記のいずれかに該当しない限り、金銭を対価とするD種優先株式の取得請求ができない旨を定めています。

イ D種優先株式の発行日から5年が経過した場合

ロ 当社が投資契約に定める義務に違反した場合(軽微な義務違反の場合には、所有者から当該義務が履行されていない旨の書面による通知を受領した後14日間を経てもなお当該義務が履行されない場合に限る。)

ハ 当社が投資契約に定める表明及び保証に違反した場合(軽微なものを除く。)

ニ 当社の各事業年度の末日又は9月30日(以下「本・中間決算期」という。)における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額(ただし、退職給付に係る会計基準が改正された場合には、当該本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計額」において、退職給付に係る調整額として計上された金額については、存在しないものとして計算する。以下このにおいて同じ。)に関して、それぞれ2半期(各本・中間決算期毎に1半期として計算する。)連続して当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額(ただし、退職給付に係る会計基準が改正された場合には、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日における当社の連結の貸借対照表の純資産の部の「その他の包括利益累計額」において、退職給付に係る調整額として計上された金額については、存在しないものとして計算する。以下このにおいて同じ。)又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額未満となった場合

ホ 当社の各本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における繰越控除後純資産金額(当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額から流動資産の繰延税金資産の金額及び固定資産の繰延税金資産の金額を控除した金額をいう。以下このホにおいて同じ。)を、当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における繰越控除後純資産金額のいずれか大きい方の75%の金額未満となった場合(ただし、当社が当該本・中間決算期における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を当該本・中間決算期の直前の本・中間決算期の末日又は平成23年3月に終了した事業年度の末日における当社の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持した場合を除く。)

ヘ 当社の各事業年度における損益計算書に記載される単体又は連結の営業損益が2期連続して損失となった場合

当社の普通株式を対価とする取得請求権の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者は、下記のいずれかに該当しない限り、当社の普通株式を対価とするD種優先株式の取得請求ができない旨を定めています。

イ 当社が、投資契約に定める義務に違反した場合(軽微な義務違反の場合には、所有者から当該義務が履行されていない旨の書面による通知を受領した後14日間を経てもなお当該義務が履行されない場合に限る。)

ロ 当社が、投資契約に定める表明及び保証に違反した場合(軽微なものを除く。)

ハ D種優先株式に対する剰余金の配当が、2事業年度連続して行われなかった場合

ニ 上記4(1)のイ及びニからへまでのいずれかの場合に該当した日から6か月間が経過したとき。

(2) 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決め内容

投資契約において、所有者がD種優先株式を譲渡しようとする場合は、当該譲渡に先立ち当社と協議することと定めています。また、D種優先株式を第三者に譲渡した場合には、それが全部譲渡であるときは、所有者は、当該譲受人に所有者の投資契約上の地位を譲り受けさせるものとし、一部譲渡であるときは、所有者は、当該譲受人に対して、投資契約上の所有者の義務と同一の義務を負担させるものとしております(当社は、所有者に対する投資契約上の義務と同一の義務を当該譲受人に対して負担します。)

5. 優先期末配当

(1) D種優先配当

剰余金の配当（D種優先中間配当金を除く。）をする場合は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先配当金を配当する。

(2) 計算方法

D種優先配当は、金銭によるものとし、D種優先配当金の金額は、D種優先株式1株につき650万円とする。

(3) 累積条項

累積型

当該事業年度の翌事業年度の初日以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率6.5%（以下「D種優先配当率」という。）、1年毎の複利計算により累積する。

(4) 参加条項

非参加型（ただし、累積未払D種優先配当金の配当、又は当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当、又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当については、この限りではない。）

6. 優先中間配当

各事業年度において該当する上記5（1）のD種優先配当の2分の1の金額とする。

7. 議決権

D種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

8. 株式の分割又は併合、募集株式の割当て等

法令に別段の定めがある場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 金銭を対価とする取得請求権

(1) D種優先株主は、当社に対して、平成24年3月28日以降いつでも、金銭を対価としてD種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。

(2) 上記(1)の請求（以下この9において「取得請求」という。）がなされた場合には、D種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、D種優先株主がその取得請求をした日（以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、D種優先株主に対して、下記の算式によって算出される取得価額の金銭の交付を行うものとする。

(算式)

1株あたりの取得価額

= 1億円 + 累積未払D種優先配当金の金額

+ 前事業年度未払D種優先配当金の金額 + 当事業年度未払優先配当金の金額

「累積未払D種優先配当金の金額」

金銭対価取得請求権取得日を実際に支払われた日とみなして、上記5（3）に記載した方法に従って計算される額とする。

「前事業年度未払D種優先配当金の金額」

基準日の如何にかかわらず、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の前事業年度（以下このにおいて「前事業年度」という。）にかかるD種優先配当金のうち、金銭対価取得請求権取得日までに、実際に支払われていないD種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるD種優先配当金の不足額（ただし、累積未払D種優先配当金に含まれる場合を除く。）とする。

「当事業年度未払優先配当金の金額」

1億円にD種優先配当率を乗じて算出した金額について、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、金銭対価取得請求権取得日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額（ただし、金銭対価取得請求権取得日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、0円）から、金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたD種優先中間配当金の金額がある場合におけるD種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

上記の計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

- (3) 分配可能額を超えてD種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきD種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

10. 取得条項

- (1) 当社は、平成25年3月27日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、その日（以下「金銭対価取得条項取得日」という。）において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、下記(2)の取得価額の金銭の交付と引換えにD種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得するときは、比例按分又は当社の取締役会が定める合理的な方法による。
- (2) D種優先株式1株あたりの取得価額は、上記9(2)に定める算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「金銭対価取得条項取得日」と読み替える。

11. 普通株式を対価とする取得請求

- (1) D種優先株主は、平成24年3月28日以降いつでも、当社に対して、当社の普通株式を対価としてD種優先株式を取得することを請求することができる。
- (2) 当社は、D種優先株主から上記(1)の取得請求を受けた場合は、その日（以下「普通株式対価取得請求権取得日」という。）にそのD種優先株主の有するD種優先株式を取得するのと引換えに、そのD種優先株主に対して、次の算式により算出した数の当社の普通株式を交付する。なお、D種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(算式)

当社の交付する普通株式数

= D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額の総額 ÷ 転換価額

- (3) D種優先株主が取得を請求したD種優先株式の基準価額は、上記9(2)に定める算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替える。転換価額は(4)以下に記載のとおりとする。
- (4) 当初転換価額
当初転換価額は、641円とする。
- (5) 転換価額の修正
転換価額は、平成24年3月27日以降の毎年3月27日及び9月27日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価に相当する金額に修正する。
上記の「転換価額修正日における時価」とは、その転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (6) 転換価額の調整
当社は、D種優先株式の発行後、次に掲げる事由のいずれかの事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合に転換価額（現に効力を有する転換価額をいう。）を調整する。
時価（上記(5)に記載の時価をいう、この 及び下記(7)において同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含み、下記 及び に掲げる場合において普通株式を交付するときを除く。）
取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるもの（以下「本件取得請求権付株式等」という。）を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利であって、時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できるもの（以下「本件新株予約権等」という。）を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
普通株式の株式分割をする場合
普通株式の株式併合をする場合

(7) 転換価額調整式

転換価額の調整は、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって行う。

(算式)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」

次に掲げる場合に応じ、それぞれ記載の日における当社の発行済普通株式数からその日において当社の有する普通株式数を控除し、その転換価額の調整前に下記又はにより交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

- イ 普通株主に上記(6) から までの各取引にかかる基準日が定められている場合：その基準日
- ロ 上記イの基準日が定められていない場合：調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日

「交付普通株式数」

次に掲げる場合においては、それぞれ記載の数とする。

- イ 上記(6) に掲げる場合：交付する普通株式数
 - ロ 上記(6) 及び に掲げる場合：本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てが当初の条件で取得の請求がされ、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数（ただし、取得の請求又は行使に際して交付される普通株式の対価（下記 ロ又は八に掲げる金額をいう、このロにおいて同じ。）が調整後の転換価額の適用時期（下記(8) なお書に記載）に確定していない場合は、調整後の転換価額は、その対価の確定時点で交付されている本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の全てがその対価の確定時点の条件で取得され、又は行使されたことにより普通株式が交付されたものとみなして算出される数。）。
 - ハ 上記(6) に掲げる場合：株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）
 - ニ 上記(6) に掲げる場合：株式併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示したもの。
- 「1株あたりの払込金額」：次に掲げる場合に応じ、それぞれ記載の金額とする。
- イ 上記(6) に掲げる場合：上記(6) に記載の払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円）
 - ロ 上記(6) に掲げる場合：本件取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる取得請求権付新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得の請求に際して本件取得請求権付株式等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その取得の請求に際して交付される普通株式の数で除して得た金額
 - ハ 上記(6) に掲げる場合：本件新株予約権等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その行使に際して本件新株予約権等の権利者に交付される普通株式以外の財産がある場合は、その財産の価額を控除した金額を、その行使に際して交付される普通株式の数で除して得た金額
 - ニ 上記(6) 及び に掲げる場合：0円

「時価」

上記(5) を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「その転換価額修正日に先立つ」と記載してあるのは、「調整後の転換価額を適用する日に先立つ」と読み替える。転換価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、この場合における調整は繰り越し、その後の調整の計算において斟酌する。

(8) 調整後の転換価額の適用時期

上記(6) に掲げる場合

払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときはその払込期間の最終日、以下同じ。)の翌日以降適用する。なお、無償割当ての場合は、その効力発生日の翌日以降とする。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日があるときは、調整後の転換価額は、その基準日の翌日以降適用する。

上記(6) 及び に掲げる場合

本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等が交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降適用する。ただし、普通株主に本件取得請求権付株式等又は本件新株予約権等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降適用する。なお、取得の請求又は行使に際して交付される普通株式の対価が調整後の転換価額の適用時期に確定していない場合にあっては、その対価が確定した日の翌日以降適用する。

上記(6) に掲げる場合

普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降適用する。

上記(6) に掲げる場合

普通株式の株式併合の効力発生日以降適用する。

(9) その他の調整事由

上記(6)により転換価額の調整を必要とする場合以外であっても、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割によるその会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換によるその株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

に掲げる場合のほか、当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合

12 . 残余財産の分配

(1) 残余財産を分配する場合は、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、残余財産分配金を支払う。

(2) D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) D種優先株式1株あたりの残余財産分配金の価額は、上記9(2)の算式を準用して計算する。なお、この場合においては、上記9(2) から までに、「金銭対価取得請求権取得日」と記載してあるのは、「残余財産分配日」と読み替える。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	普通株式 38,738,914 D種優先株式 75	-	10,000	-	-

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿に記録されている内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	D種優先株式 75	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 1,355,000	-	・単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,129,000	371,290	・単元株式数は100株 (注)2・3
単元未満株式	普通株式 254,914	-	-
発行済株式総数	38,738,989	-	-
総株主の議決権	-	371,290	-

(注)1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株(議決権の数12個)含まれております。
3. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、信託型従業員持株インセンティブ・プランにより従業員持株E S O P信託が保有する当社普通株式278,000株(議決権の数2,780個)が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己株式) ミサワホーム(株)	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,355,000	-	1,355,000	3.50
計	-	1,355,000	-	1,355,000	3.50

(注) 上記のほか、当第1四半期会計期間における取得自己株式として単元未満株式の買取りによる761株があります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,511	51,112
受取手形及び売掛金	7,015	5,610
分譲土地建物	42,005	46,097
未成工事支出金	23,732	34,398
商品及び製品	972	1,349
仕掛品	284	311
原材料及び貯蔵品	1,783	2,047
繰延税金資産	6,965	7,145
その他	7,711	7,131
貸倒引当金	159	161
流動資産合計	145,824	155,043
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	16,812	19,231
土地	24,718	24,848
その他(純額)	4,973	4,673
有形固定資産合計	46,504	48,753
無形固定資産	7,632	7,623
投資その他の資産		
投資有価証券	2,834	2,562
繰延税金資産	794	851
その他	10,848	10,411
貸倒引当金	1,713	1,713
投資その他の資産合計	12,763	12,113
固定資産合計	66,900	68,490
資産合計	212,725	223,533

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	48,118	38,410
短期借入金	34,037	47,846
未払法人税等	2,752	263
賞与引当金	5,905	3,150
完成工事補償引当金	2,807	2,723
未成工事受入金	33,428	49,669
預り金	5,937	6,527
その他	12,544	11,363
流動負債合計	145,532	159,954
固定負債		
社債	250	250
長期借入金	15,089	15,859
退職給付引当金	5,562	5,463
役員退職慰労引当金	815	798
その他	9,924	10,402
固定負債合計	31,640	32,773
負債合計	177,172	192,728
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	11,340	11,290
利益剰余金	15,823	11,226
自己株式	4,070	3,982
株主資本合計	33,093	28,535
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	772	564
土地再評価差額金	448	448
為替換算調整勘定	8	31
その他の包括利益累計額合計	315	147
少数株主持分	2,143	2,123
純資産合計	35,552	30,805
負債純資産合計	212,725	223,533

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	64,451	73,489
売上原価	49,790	56,691
売上総利益	14,661	16,798
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,411	2,696
販売促進費	1,285	1,473
完成工事補償引当金繰入額	310	229
給料及び手当	8,667	8,929
賞与引当金繰入額	1,799	1,956
減価償却費	729	713
その他の販売費	1,062	1,142
その他の一般管理費	2,974	3,285
販売費及び一般管理費合計	19,242	20,426
営業損失()	4,580	3,628
営業外収益		
受取利息	15	13
受取手数料	64	56
その他	195	360
営業外収益合計	275	431
営業外費用		
支払利息	256	198
退職給付費用	87	87
その他	32	35
営業外費用合計	377	321
経常損失()	4,683	3,518
特別利益		
固定資産売却益	-	81
特別利益合計	-	81
特別損失		
固定資産処分損	5	8
減損損失	11	6
投資有価証券評価損	86	14
その他	7	1
特別損失合計	111	31
税金等調整前四半期純損失()	4,794	3,468
法人税、住民税及び事業税	155	95
法人税等調整額	384	180
法人税等合計	539	85
少数株主損益調整前四半期純損失()	5,334	3,383
少数株主損失()	44	21
四半期純損失()	5,289	3,361

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	5,334	3,383
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	77	213
為替換算調整勘定	79	62
その他の包括利益合計	156	150
四半期包括利益	5,490	3,533
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,411	3,529
少数株主に係る四半期包括利益	79	3

【追加情報】

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等に対する保証債務

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
40,797百万円	32,210百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社グループでは、建築請負事業の特性として、建物の完成引渡が第2四半期と第4四半期に偏ることから、第1四半期連結会計期間の売上高の割合が低くなるといった季節変動要因があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	1,124百万円	1,171百万円
のれんの償却額	46	62

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	370	10	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
	D種優先株式	217	1,500,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	(注) 747	20	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	D種優先株式	487	6,500,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金5百万円を含めております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、住宅事業及びこれらに付随する事業がほとんどを占めており、実質的に単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	149円19銭	93円85銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(百万円)	5,289	3,361
普通株主に帰属しない金額(百万円)	235	121
(うち優先配当額)(百万円)	(235)	(121)
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	5,525	3,483
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,034	37,118
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 2日

ミサワホーム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 秀俊 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 静雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 秀明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミサワホーム株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホーム株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。